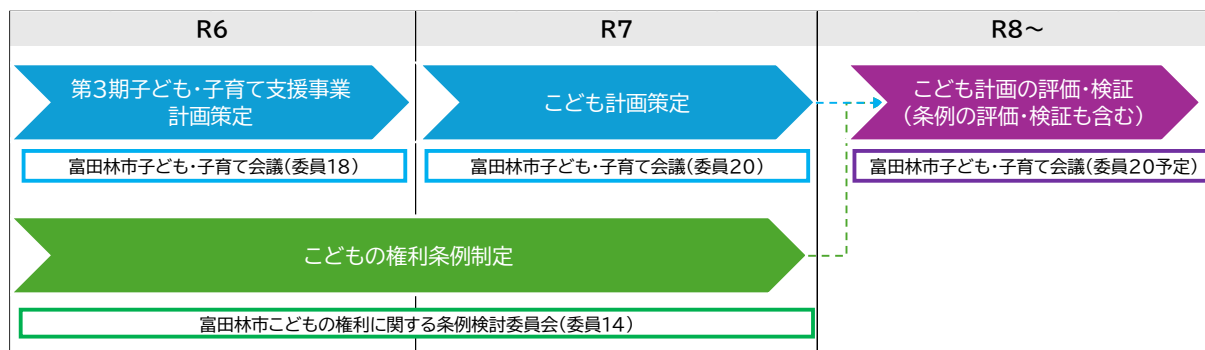


# 令和8年度以降の子ども・子育て会議について

## 1. 子ども・子育て会議とこどもの権利に関する条例検討委員会の統合



「富田林市こどもの権利条例（素案）」第17条第4項では、「条例の推進を図るための必要な事項をこども計画で定める」と規定されており、この規定を踏まえ、現在「富田林市子ども・子育て会議」で策定中の「富田林市こども計画」には、本条例の基本理念が盛り込まれています。

そのため、今後の「富田林市子ども・子育て会議」においては、これまでの役割に加えて、条例の推進に関する審議、評価、検証も必要となることから、令和8年度より「富田林市子ども・子育て会議」と「富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会」を統合し、会議の委員を再編する予定です。

## 2. 来年度以降の子ども・子育て会議の役割

これまでの役割に加え、新たに条例の第17条第4項、第18条第1項に定めた役割が追加されます。

### ○第17条第4項

市は、こども計画において、この条例の推進を図るための必要な事項を定めます。

### ○第18条第1項

市は、こども計画の実施の状況を評価および検証します。

### これまでの役割（R8.3まで）「子ども・子育て会議条例」

- ・こども計画の策定・変更の調査審議
- ・こども計画の実施状況の評価および検証
- ・特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員の設定
- ・こども施策の推進の審議

### 新たな役割（R8.4～）「子ども・子育て会議条例」＋「こどもの権利条例」

- ・「こどもの権利条例」の推進の審議
  - ⇒令和8年度は、権利擁護委員会の設置、こどもの参加の仕組みの創設、周知・啓発について審議予定

### 3. 令和8年度 子ども・子育て会議スケジュール

| 実施時期    | 会議名 | 会議内容   |
|---------|-----|--|
| 令和8年6月  | 第1回 | ・子ども・子育て会議の今後の役割とスケジュールについて<br>・こどもの権利条例について<br>・周知・啓発の企画について  |
| 令和8年7月  | 第2回 | ・こども会議等のこどもの参加の仕組みの企画について  |
| 令和8年9月  | 第3回 | ・こどもの権利擁護委員会の企画について  |
| 令和8年11月 | 第4回 | ・こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)の進捗状況等について<br>(教育・保育の量の見込みと確保方策(提供量)に対する実績<br>・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(提供量)に対する実績・その他子育て支援事業等の利用状況・<br>子どもの貧困対策計画の進捗状況) |
| 令和9年2月  | 第5回 | ・こどもの参加の仕組みとこどもの権利擁護委員会の報告<br>・来年度の取組予定  |